

西宮市市民ホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月25日策定

令和5年2月3日改定

本ガイドラインは、西宮市市民ホール（会議室・練習室等諸室を含む）の運営にあたり、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として施設管理者が実施する事項、施設利用者の皆様に対策をお願いする事項を記したものです。個々の利用内容等により、感染症対策の必要性や水準等が異なること等に鑑み、本ガイドラインのほか、業種ごとのガイドラインを遵守してください。

なお、このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じ、随時改定を行うため、取り扱いが変更になる場合があります。ご了承ください。

1 共通対策事項

施設管理者は、施設利用者と協力・連携して施設利用に係る関係者（公演等の鑑賞のための来場者を含む）に以下の感染防止策を周知するとともに、必要となる措置を実施します。

- ・ 適切なマスク（不織布マスクを推奨）の着用
- ・ 手指消毒、手洗い、咳エチケットの徹底
- ・ 十分な換気の徹底
- ・ 来場者の人数管理、入場者数制限・誘導等入退場の際に密集を避けるための措置
- ・ 飲食時の身体的距離（1m以上）の確保、手指消毒の徹底及び食事中以外のマスク着用
- ・ 調理・会食を伴う活動においては、飲食物を他者と共有しないこと
- ・ 各自で検温を励行し、下記に該当する場合、来場を控えること
 - 検温の結果、発熱（37.5度以上、又は37.5度未満でも平熱より高い場合）があった場合や、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症の陽性とされた者の濃厚接触者である場合

2 施設管理者が実施する対策

(1) 施設における対策

施設種別	対策内容
施設内共通	<ul style="list-style-type: none"> 施設内のドアノブ、手すりや机、椅子等の消毒 十分な換気の徹底 啓発チラシ等の掲示等の注意喚起 時間差入場や共用部への人の滞留対策
ホール	<ul style="list-style-type: none"> 高頻度で接触する箇所、備品の消毒対応（座席・ひじ掛け、ドア、手すり、ピアノ、マイク等）（※） 機械換気設備による換気や十分な休憩時間を設定することによる換気の実施
楽屋	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な換気の実施を要請 同時利用人数の制限等の実施による密集対策
会議室・練習室等諸室	<ul style="list-style-type: none"> 高頻度で接触する箇所、備品の消毒対応（机、椅子、ドア、手すり、ピアノ、マイク等）（※） 利用者に対して十分な換気実施（1時間に2回以上）を要請
ギャラリー・展示室	<ul style="list-style-type: none"> 高頻度で接触する箇所、備品の消毒対応（机、椅子、ドア等）（※） 施設の利用・観覧にあたり、密集が生じないよう要請
共用スペース	<ul style="list-style-type: none"> 近距離（1m未満）での飲食を回避するよう掲示 ベンチ等の一部利用制限
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数が接触する場所の清掃、消毒 トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示 混雑時にできるだけ間隔を空けて整列するよう表示、及び公演主催者に対する要請 公演主催者に対する十分な休憩時間確保の要請
施設窓口	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液の設置 窓口対応待ちの列における密集対策

※ 施設利用の際にご利用になった備品等の消毒については、各施設管理者の指示に従ってください。

(2) 従事者に関する感染防止策

- マスク着用や手指消毒、手洗いを徹底します。
- 出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱（37.5度以上、又は37.5度未満でも平熱より高い場合）がある場合には自宅待機等の対応を行います。さらに、発熱の他に、下記の症

状に該当する場合も、自宅待機とします。

<咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐>

(3) その他、施設内での感染防止策

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底します。
- ・ 作業を終えた後は、手洗い・消毒を行います。

3 公演等主催者が実施する対策

(1) 公演前の検討事項等

- ・ 「イベント開催時のチェックリスト」(兵庫県様式)をイベント当日までに作成し、ホームページ・SNS・会場に掲示する等の方法で公表してください。
※チェックリストはイベント終了日から1年間保管してください。
- ・ 搬入・仕込み、リハーサル、来場者の入退場、休憩、撤収・搬出に十分な時間を取り、余裕のある公演時間を設定してください。
- ・ 入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化等を検討してください。
- ・ 当日の密対策のため、チケットの事前販売、指定席の導入等を検討してください。
- ・ 舞台の広さに対して十分な出演者間の距離が確保できるよう、演目・プログラムを検討してください。
- ・ 出演者と観客が接触するような演出は行わないよう、プログラムを検討してください。ワークショップ等、体験が主目的となるような催し等についても、接触を避けるほか、十分な感染対策のうえ実施するようにしてください。
- ・ 出演者の入待ち、プレゼント、差し入れ等は控えるよう、来場者に周知してください。
- ・ 高齢者や持病のある方が多数来場することが見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2) 来場者に関する感染防止策

- ・ 来場前の検温の励行のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
- ・ 入場時に検温を行ってください。発熱がある場合やその他来場を控えてもらうケースに該当する場合は、入場しないよう要請してください。
- ・ 特段の理由なくマスクを所持していない方が入場することがないように、主催者側でマスクを用意する等により、入場者にマスク着用を求めてください。ただし、マスクの着用が

困難な方に対しては、個別の配慮を行うとともに適切な感染対策を講じてください。

- ・パンフレット・チラシ・アンケート等の手渡しは避けるか、手渡しの場合は係員は適宜手指消毒を行ってください。
- ・入退場時の密集回避のため、余裕を持った入退場時間を設定し、時間差の入退場や導線の確保を行ってください。
- ・休憩の際のトイレ待ちなど、共用スペースでの密を避けるよう誘導してください。
- ・公演後の出待ちや面会等は控えるよう周知してください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・リハーサル時の会話や舞台裏、控室・楽屋ではマスクを着用するなど、可能な限り感染防止に努めてください。
- ・公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・楽屋等においても、下記の通り感染防止策を実施してください。
 - 使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
 - 飲食中（マスクを外した状態）の会話は控えてください。
 - 定期的な換気を行ってください。
 - 同時に入室する人数を制限する等、密を避けてください。

(4) 公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用等、複合的な予防措置に努めてください。
- ・座席は指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- ・座席の最前列席は舞台前から十分な距離（2m程度。ただし、「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等、業種別のガイドライン等により個別の考え方が示されている場合は、それに従うこと。）を取ってください。
- ・来場者と接触するような演出（来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。

(5) 物販

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。

- ・ パンフレット等の物販を行う場合、密を避けて整列していただくようにしてください。
- ・ 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください
- ・ 不特定多数の方が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

(6) 感染拡大防止策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 速やかに施設管理者へ連絡し、対応を協議してください。
- ・ 個人情報の保護の観点から、感染者の情報の取り扱いには十分注意してください。

4 公演以外の利用や、会議室・練習室等諸室利用者が実施する対策

感染予防のため、施設の利用にあたっては、共通対策事項のほか、以下の対策をお願いします。

- ・ マスクを外した状態での大声での発声や飛沫の発生が想定される活動、調理・会食を伴う活動等を行う際は、参加者間で最低 1m の間隔を確保してください。(ただし、業種別のガイドライン等により個別の考え方が示されている場合は、それに従うこと。)
- ・ 利用する施設の換気能力に応じ、1 時間に 2 回以上窓や扉を開ける等、適切な換気を実施してください。
- ・ 施設利用時に入場者に対する検温を行い、発熱がある場合やその他来場を控えてもらうケースに該当する方は、入場しないよう要請してください。